

平成28年第7回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年7月29日(金) 午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	5番	我妻貢	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(1名)

4番 滝田文雄 委員

出席農地利用最適化推進委員(19名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 森 正樹 主幹兼次長兼係長 橋本 浩一
主 事 高畑 祥史

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成28年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が8件、合わせて21件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 3時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 こんにちは。お忙しい中、それから暑い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。気候を見ますと、まさしく梅雨明けだなという感じがする本日の天気であります。一概にこういう天気になったからといって喜んでいられない水不足という現状もございますので、時々には雨に降っていただきたいなど、そんなふうに思われるこの頃でございます。

本日につきましては、皆様に21件の案件をご審議いただきます。よろしく願いしたいと思っております。

それでは、ただいまより第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしく願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、9番、緑川喜文委員、10番、齋藤茂委員の両名を指名します。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告します。

4番、滝田文雄委員であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年7月29日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、続きまして3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 では、報告します。

東釜子東地区担当の山内と申します。番号その1について報告いたします。

7月19日夕方、現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に申請内容について確認しました。申請内容について間違いはないので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る7月25日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に立ち会ってもらいました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼担当の邊見です。

今回の申請について、去る7月19日午前9時30分に高橋委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取りをし、相違ないことを確認いたしました。

周辺農地には特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷地区推進委員の橋本です。

先日27日、私と委員の鈴木さんと代理人の3人で現地確認をいたしました。荒れていたの
で、ちょっと見たら境界の杭もちゃんとしており、審議した結果、適地であることを認めま
す。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区の樋口です。

今回の申請について、去る25日、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は事情に
より不在のため、7月24日に電話で確認をいたしました。譲受人に立ち会ってもらいました。
双方とも申請内容については間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願いま
す。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

今回申請について、去る7月25日、我妻委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受
人は不在でしたので、母親、祖父に農地申請について確認をいたしました。双方とも申請内

容について間違いのないとのことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (橋本主幹兼次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年7月29日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議します。事務局より説明をさせます。

事 務 局 (橋本主幹兼次長兼係長) それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地、50戸連担と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る7月25日に和田委員さんと現地調査を行いました。申請人に立ち会ってもらい、申請内容について確認をしました。申請内容について間違いのないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

有賀委員 議席番号7番、有賀です。

以前、入方地区でもこのように太陽光発電の申請が上がりまして、ある程度小高いところで雨水を自然に浸透させるという話だったんですけども、実際に大雨降ったときにあふれ出しまして、それで、排水に持って行く段階になりまして、それは地元でさらってくれと、それは筋違いでないのという話から、ちょっと期間はかかったんですけども、将来的に向

けても、こういうような排水関係とかそういう部分、また低いところであると、ハウスを建てるとそれで日照が妨げになるとかいう意見があるので、農業委員会として、まず管理を徹底していただけることと隣接地の地権者とか何か一切関係なくやっていると思うんです。そうすると必ずトラブルは後から出てくるものですから、一応参考までに話しておきます。ですから、将来に向けてトラブルがないのであれば何ら問題ないと思うんですけれども、皆さんで慎重審議よろしくをお願いします。以上です。

会 長 それでは、地元委員さん、樋口委員、現状、見てきた状況を報告願います。

樋口委員 現状の太陽光発電のところは周りが墓地でありまして、あと隣接は本人宅が道を挟んで隣接する。あとは、もう一方のほうは道路で、直接農地にかかっているところはないので、大丈夫なんじゃないかなと見てきました。

会 長 ありがとうございます。

有賀委員、今回の申請地についてはそういうことなんですけれども、いかがでしょう。

有賀委員 結構です。私も後で現地確認はしたいと思っておりました。

会 長 わかりました。

それでは、そのほかございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、11ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年7月29日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 12ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可

できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼担当の邊見です。

今回の申請について、去る7月22日午前6時半から、高橋委員さんとともに譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 17ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区の邊見です。

今回の申請につきまして、7月23日午前9時から高橋委員さん立ち会いのもと、譲渡人、譲受人と現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 22ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転

用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る7月25日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は事情により不在のため、7月24日に電話にて確認しました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 27ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の流通業務事業の中の休憩所で、なおかつトイレ、休息のために室内に休むための椅子等がある施設、通称イートインのコンビニと言われまますが、この施設のために該当すると判断し、今回農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺担当の推進委員の矢内です。

この件に関しましては、22日に緑川委員さんと、それと譲渡人を交えて現地で申請内容の確認を行いました。その結果、申請内容には相違ないことと思われまます。また、周辺農地にも何ら影響を及ぼすとは考えられませんので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 32ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的

は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂地区担当の齋藤です。

今回の申請について、去る7月24日に山本委員さん、矢野委員さんとともに譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。転用による周辺農地の影響については、特に問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 37ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨と言ひます。

先日の24日9時に北野唯道委員さんと現地調査をしてきました。設定人には立ち会ってもらったんですが、被設定人のほうは遠方なのでちょっと来られないということで、その場で電話をかけて後日確認をしたところございませす。現地確認したところ何ら問題ないかと思ひますので、皆さんの審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 42ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成28年7月29日提出。会長砂塚功。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、16番、本宮勝正委員の退席を命じます。また、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に準じて、山内推進委員の退席を命じます。

（16番 本宮勝正委員 退席）

（山内喜一推進委員 退席）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権設定第1号から第8号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第8号について原案のとおり承認いたします。

16番、本宮勝正委員及び山内推進委員の入場を認めます。

（16番 本宮勝正委員 入場）

（山内喜一推進委員 入場）

◎その他

会長 それでは、総体的に委員の皆さんのほうから何かご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は、2016年度版の農業委員会業務必携を配付させていただきました。なお、後日、県農業会議主催の研修会でも使用しますのでよろしく申し上げます。

次に、2点目ですが、県農業会議から農業委員会の情報活動に関するリーフレット、タオル、全国農業新聞の申込書が届きましたので配付させていただきました。なお、全国農業新聞を購読されていない方々は、お申込み願います。

最後になりますが、次回の総会につきましては8月29日月曜日午後2時から、場所につい

ては久田野のサンフレッシュ白河で開催しますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 総体的に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、今局長からお話ありましたように、全国農業新聞、ぜひ購読をお願い申し上げます。

以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第7回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後4時40分)
